

## レンタカー事業者証明書等交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、道路運送法第80条第1項の規定による自家用自動車の有償貸渡し（以下「レンタカー事業」という。）の許可を受けた者であることを証する書面（以下「レンタカー事業者証明書」という。）及びレンタカー事業の許可を受けた者のうち、レンタカー型カーシェアリング（同項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいう。以下同じ。）の乗り捨て（ワンウェイ）方式実施にかかる届出を行った者については、当該届出を行った者であることを証する書面（以下「ワンウェイ方式実施事業者証明書」といい、レンタカー事業者証明書と合わせて「証明書」という。）の交付について、必要な事項を定める。

### (対象)

第2条 レンタカー事業者証明書の交付の対象は、レンタカー事業の許可を受けた者とする。

2 ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付の対象は、レンタカー事業の許可を受けた者のうち、レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て（ワンウェイ）方式実施にかかる届出を行った者とする。

### (証明書の種類)

第3条 証明書の種類は次に掲げるものとする。

- (1) レンタカー事業者証明書（様式第1-1号）
- (2) ワンウェイ方式実施事業者証明書（様式第1-2号）

### (交付の申請)

第4条 レンタカー事業の許可を受けた者は、配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長に対し、レンタカー事業者証明書の交付を申請することができる。

2 レンタカー事業の許可を受けた者のうち、レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て（ワンウェイ）方式実施にかかる届出を行った者は、乗り捨て（ワンウェイ）実施場所の所在地を管轄する運輸支局長（以下、前項に規定する配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長と合わせて「管轄運輸支局長」という。）に対し、ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付を申請することができる。

3 前二項の規定による申請は、レンタカー事業者証明書交付等申請書（様式第2号）により行わなければならない。

### (証明書の交付)

第5条 管轄運輸支局長は、前条の規定による申請に不備がないときは、証明書を、原則として、即日交付するものとする。

2 管轄運輸支局長は、レンタカー事業の新規許可を受けた者については、前条の規定による申請によらず、レンタカー事業の許可時に証明書を交付するものとする。

3 管轄運輸支局長は、前二項の規定による証明書を交付するときは、証明書を交付した者に関する事項を台帳（様式第3号）に登録するものとする。

（有効期限等）

第6条 証明書の有効期限は、交付日の翌日から起算し、5年間とする。

2 証明書の有効範囲は、九州運輸局、並びに九州運輸局管内の自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会とする。

3 証明書は、自家用マイクロバス（乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両）の登録等には使用できないものとする。

（証明書の記載事項変更）

第7条 証明書の交付を受けている者は、氏名若しくは名称又は住所に変更を生じたときは、管轄運輸支局長に届け出なければならない。

2 管轄運輸支局長は、前項の届出を受けたときは、当該届出に係る記載事項を変更した証明書を新たに交付するものとする。

3 前条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により新たに交付する証明書の有効期限は、従前の証明書と同じ有効期限とする。

（証明書の更新）

第8条 証明書の更新の申請は、証明書に記載された有効期限の1か月前から行うことができる。

2 前項の規定による更新の手続きについては、第4条の規定を準用する。

3 前二項の規定により更新する証明書の有効期限は、従前の有効期限から新たに5年間とする。

（証明書の再交付）

第9条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書を紛失し、又は使用に耐えない程度に汚損し、若しくは破損した場合は、レンタカー事業者証明書交付等申請書（様式第2号）により、速やかに管轄運輸支局長に申請し、証明書の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により再交付する証明書の有効期限は、従前の証明書と同じ有効期限とする。

（証明書の返納）

第10条 証明書の交付を受けた者は、レンタカー事業又はレンタカー型カーシェアリングの乗り捨て（ワンウェイ）方式を廃止したときは、当該証明書を管轄運輸支

局長に返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第 1 1 条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。